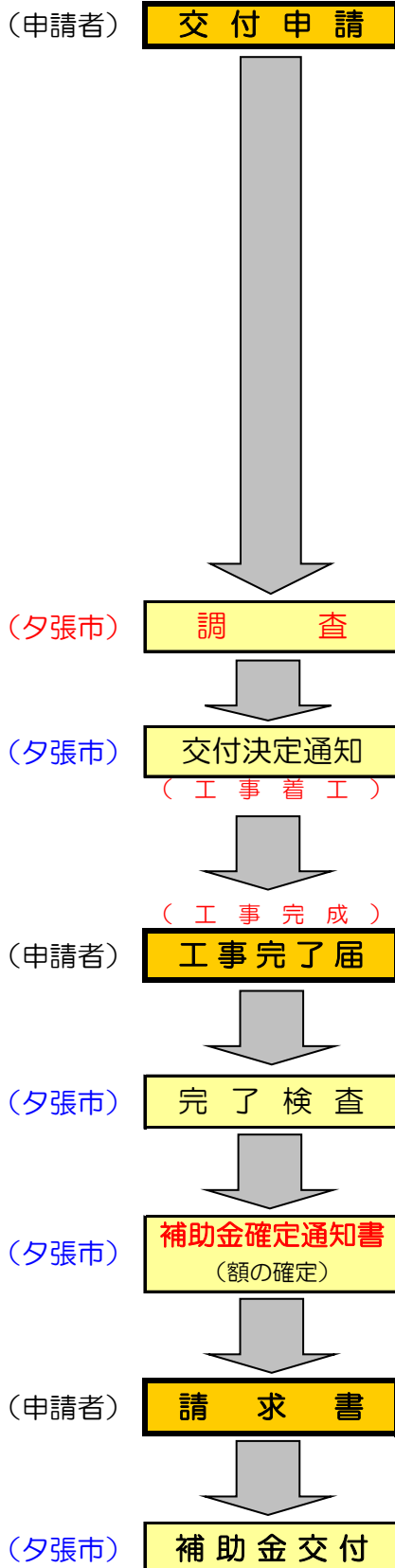


～夕張市老朽建築物等除却費補助金交付申請手続きの流れ～

《手続きの流れ》

工事の着工前に申請が必要です。
 なお、着工予定日の約1週間前
 には、申請をして下さい。



《提出書類等》

- 申請者と同一世帯を構成する世帯全員の住民票の写し
- 工事見積書（工事箇所、内容及び規模、除却費、運搬費、産廃処理費及び諸経費等を区分したもの～原本）及びその写し。
- 工事請負契約書（原本）及びその写し。
- 付近見取図、配置図及び平面図等。
- 除却する老朽建築物等の外観写真。（現況2面以上）
- 登記事項証明書（原本）及びその写し又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書、若しくは固定資産・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し。
- 世帯の所得状況及び市税等の納付状況を証する書類(原本)又は当該調査同意書。
- 相続人であることが確認できるもの。
（所有者が死亡している場合）
- 承諾書（相続人が複数の場合又は区分所有者がいる場合）
- その他所有者として確認できるもの。

※ 夕張市が補助事業の対象となるか不良度調査等を実施

※ 夕張市が申請者に通知
 ※ 除却工事の着工（開始）

- 除却工事の状況が確認できる写真（着工前、工事中及び完了後）
- 除却後の敷地全景写真(2面以上)

※ 夕張市が現地を確認

※ 夕張市が申請者に通知(郵送等)

- 補助金請求書
- 郵送又は持参

- 申請者の指定金融機関、口座に振込